



市有財産(施設)運用管理
マスタープラン
～市有施設見直し方針について～

平成 26 年 3 月策定
令和 2 年 3 月改定

— 目 次 —

1.	計画改定の趣旨	5
2.	市有財産（施設）運用管理マスタープランの位置づけ	6
3.	維持管理費の削減目標と実績（H31年3月31日現在）	6
4.	市有財産（施設）運用管理マスタープラン見直しの考え方	7
4.1.	見直しの対象とした施設	7
5.	施設分野別の再編計画	9
5.1.	官公庁・公益的施設	9
5.1.1.	庁舎、地域事務所	10
5.1.2.	消防署・分署	10
5.1.3.	消防団詰所	11
5.1.4.	その他事務所施設	11
5.1.5.	防災倉庫	11
5.2.	生活環境施設	12
5.2.1.	環境・衛生センター	12
5.2.2.	火葬場	12
5.2.3.	上水道施設および下水道施設	12
5.3.	健康福祉施設	13
5.3.1.	病院、診療所	13
5.3.2.	保健センターおよび保健福祉総合施設	13
5.3.3.	老人福祉施設	14
5.3.4.	児童・母子福祉施設	15
5.3.5.	障がい者福祉施設	15
5.3.6.	医師住宅	16
5.4.	地域コミュニティ施設	17
5.4.1.	公民館、図書館	17
5.4.2.	集会施設および研修施設	18
5.5.	広域交流施設	19
5.5.1.	スポーツ施設	19
5.5.2.	キャンプ場、コテージ等	21
5.5.3.	野外レクリエーション施設	21
5.5.4.	保養・温泉活用施設	21
5.5.5.	観光物販等施設	22
5.5.6.	博物館・美術館等	23
5.5.7.	歴史・郷土芸能関連施設	23
5.5.8.	体験・文化交流施設	24
5.6.	市営住宅	25
5.6.1.	公営住宅	25
5.6.2.	特定公共賃貸住宅	26
5.6.3.	地域優良賃貸住宅	26
5.6.4.	若者定住促進住宅	27
5.6.5.	市営単独住宅	27

5.7.	学校教育施設.....	28
5.7.1.	幼稚園、保育園、小学校、中学校および給食調理場.....	28
5.7.2.	教員住宅.....	28
5.8.	農林業生産・普及施設.....	29
5.9.	その他公益的施設.....	29
6.	個別施設計画.....	30
7.	マスタープランを進めるための考え方.....	30
7.1.	施設の絶対数を減らす.....	30
7.2.	借地の解消.....	30
7.3.	使用料等の見直し.....	30
7.4.	用途廃止施設の考え方.....	31
7.5.	施設更新の考え方.....	31
7.6.	施設の複合化.....	31
7.7.	民間活力の活用.....	32
7.8.	維持管理経費削減に向けたその他の取り組み.....	32

【参考資料】

令和元年度中津川市市有財産（施設）運用管理マスタープラン評価報告書

計画改定にあたって

1. 計画改定の趣旨

中津川市の市有施設の現状と問題点、市民ニーズを把握した上で最適な市有施設の配置を明らかにするとともに、財政計画に基づき令和2年度には施設の維持管理費6億円の削減目標を実現するため、平成26年3月に「市有財産（施設）運用管理マスタープラン（以下、マスタープランという。）」を策定しました。

マスタープランは平成26年度から20年間の計画であり、5年ごとに実施内容について検証し実施計画を見直すこととしています。平成26年度から平成30年度までの第一期の取組み内容について評価し、令和元年度から令和5年度までの5年間の第二期として再編方針の改定を行います。

改定にあたっては、“市民目線”による公共施設に対する考え方を取り入れるため、平成30年9月に外部有識者8名による市有財産（施設）運用管理マスタープラン評価委員会を設置しました。以降、令和元年9月までに6回の委員会を開催し、個別施設について具体的な議論を行い公共施設の在り方について意見をまとめて、令和元年9月に評価結果を市長へ報告していただきました。評価結果報告書に盛り込まれた“市民目線”のご意見を参考に、地域や関係先のご理解をいただきながら、市の貴重な財源が真に必要な市民サービスへと十分に活用できるようにマスタープランの改定を行います。

2. 市有財産（施設）運用管理マスタープランの位置づけ

「市有財産（施設）運用管理マスタープラン（平成 26 年 3 月策定）」は、「公共施設等総合管理計画※ 1（平成 28 年 11 月策定）」の公共建築物に該当する部分の施設ごとの再編方針を示した計画であり、公共施設等総合管理計画に先立って策定したものである。施設ごとの実施計画を定める個別施設計画を令和元年度策定予定である。

※ 1 「公共施設等総合管理計画」とは、総務省が地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため策定を要請したもの。本市が保有する全ての施設等について総量の把握と今後の維持管理の検討を行い、管理基本方針を定めた。

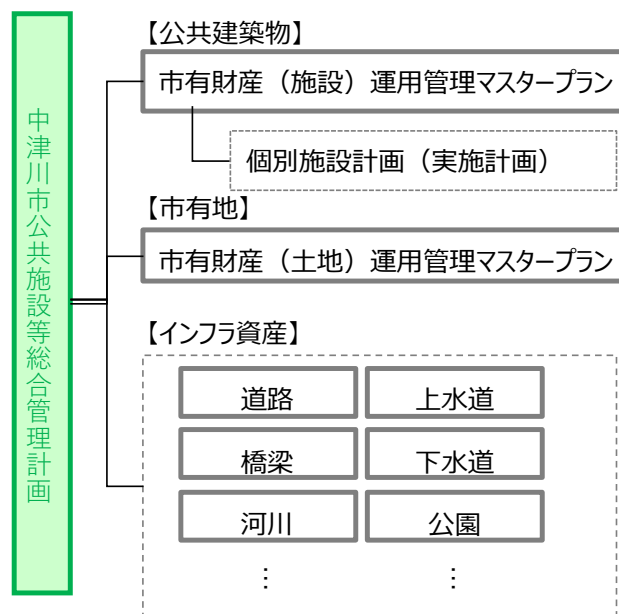


図 2-1 市有財産（施設）運用管理マスタープランの位置づけ

3. 維持管理費の削減目標と実績（H31 年 3 月 31 日現在）

表 3-1 維持管理費の削減目標と実績

目標効果\年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計	
目標	施設数(件)	7	17	12	13	19	31	50	149
	削減効果(千円)	13,600	15,700	25,500	105,900	170,400	39,800	135,400	506,300
実績	施設数(件)	4	16	2	9	12	—	—	43
	削減効果(千円)	12,100	35,600	97,400	7,600	12,700	—	—	165,400

・平成 30 年度末までの達成率

削減効果額 50.0% (165,400 千円 / 331,100 千円 (H30 までの目標累計))

施設数 63.2% (43 件 / 68 件 (H30 までの目標累計))

4. 市有財産（施設）運用管理マスタープラン見直しの考え方

4.1. 見直しの対象とした施設

以下の二つの視点から、見直しの対象とする施設を抽出した。

○維持管理費が高い施設、借地による施設、老朽化が著しい施設、機能が重複している施設について現状のままでは維持管理を行っていくことが困難な施設。

【対象とした主な施設名】

- ・ 椛の湖総合グラウンド（維持管理費が高い、借地）
- ・ 子ども科学館（維持管理費が高い、老朽化）
- ・ 福岡総合保健福祉センターほっとサロン（維持管理費が高い、重複）
- ・ 川上保健福祉施設かたらいの里（維持管理費が高い、重複）

○マスタープランの5年間の取組み状況を踏まえ、全ての施設を点数化し分類化した結果、再編方針が分かれ特に検討が必要な施設。図 4-1 に分類結果を示す。

【施設の分類方法】

- ・ 縦軸に用途別区分評価（必要性）を設定
- ・ 横軸に利用圏域別区分評価（利用の範囲）を設定
- ・ すべての施設を点数化し再編方針を検証

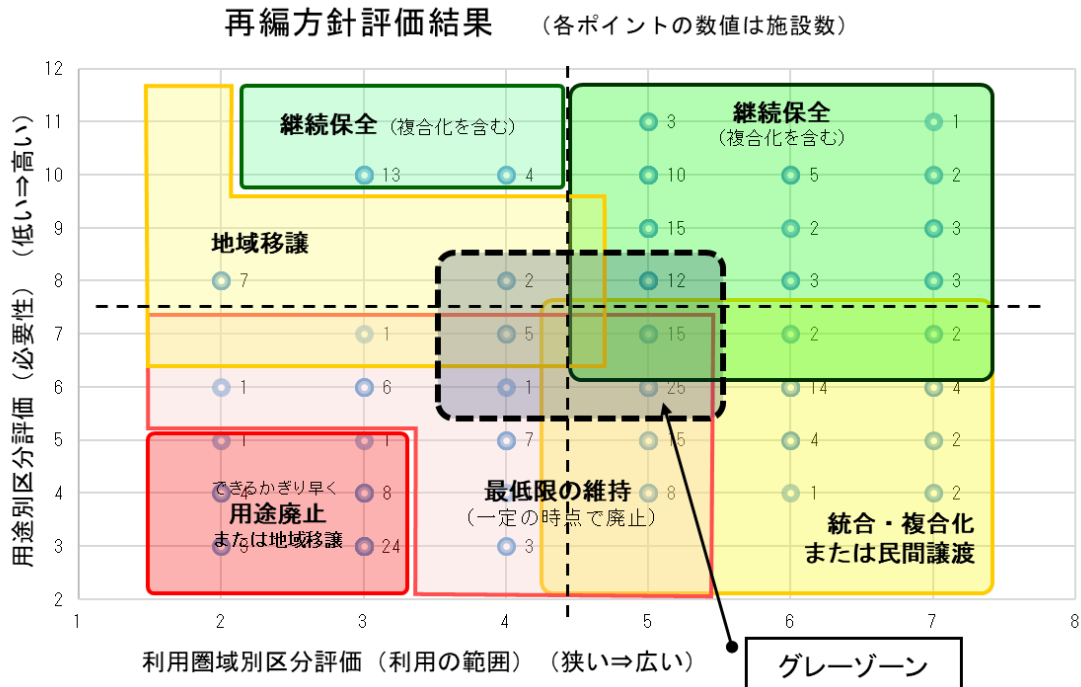
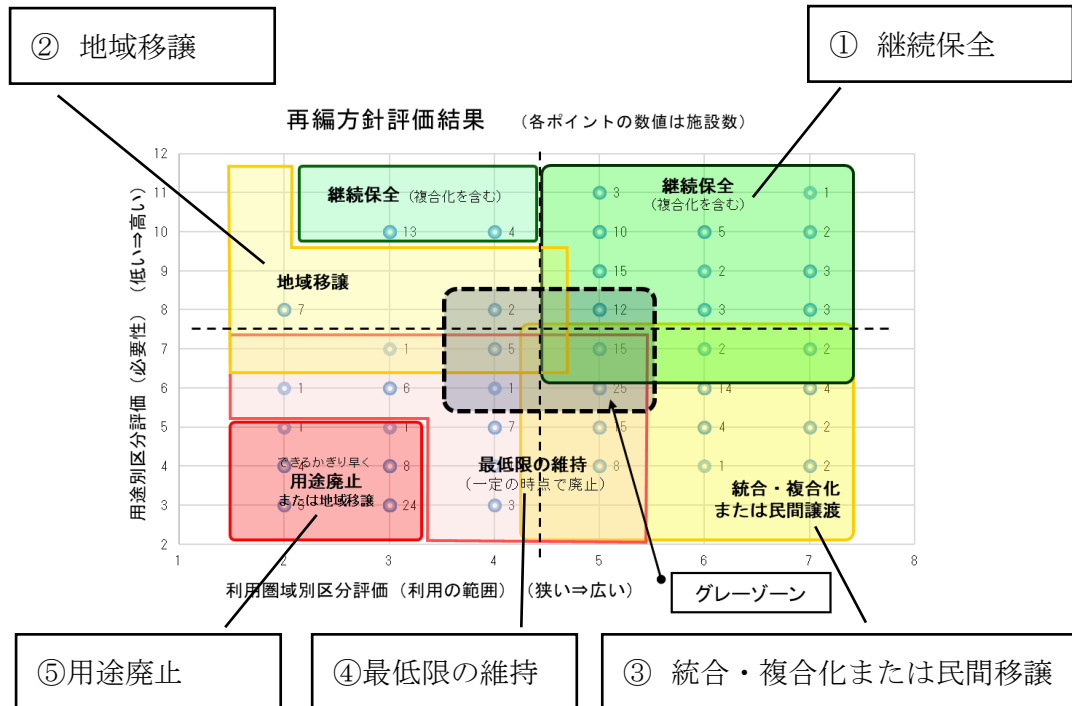


図 4-1 再編方針評価結果

【参考】再編方針評価結果分類別の主な施設



① 継続保全

施設名	必要性	利用の範囲
健康福祉会館	11	7
東美濃ふれあいセンター	10	7

② 地域移譲

施設名	必要性	利用の範囲
付知北ふれあいセンター	8	4
三郷宮農研修センター	8	2

③ 統合・複合化または民間移譲

施設名	必要性	利用の範囲
夕森公園キャンプ場	6	6
福岡農産物加工施設	5	5

④ 最低限の維持

施設名	必要性	利用の範囲
山口地区生きがい作業所	5	4
蛭川高齢者ふれあい生きがいづくりの家	4	4

⑤ 用途廃止

施設名	必要性	利用の範囲
馬籠温泉スタンド	3	3
宇呂星創作苑	3	2

5. 施設分野別の再編計画

当初計画による市有施設見直し方針と、市有財産（施設）運用管理マスタープラン評価結果から、中津川市が所有する各施設の再編方針、「継続保全」、「統合・複合化」、「民間・地域移譲」、「用途廃止」について再整理した。今回の改定から新たな再編方針として、施設は利用を続けるが大規模改修が発生した時点で施設の用途廃止を検討する「最低限の維持」を加えた。

各施設について施設分野及び施設用途別に、当初計画、令和元年見直し方針を示す。再編方針ごとに、図 5-1 で示す凡例のように色を分けて表示する。

継続保全	統合・複合化	民間・地域移譲	用途廃止	最低限の維持
市有施設として継続保全する施設	他の施設・機能との統合、複合化を行う施設	民間または地域へ移譲を行う施設	施設利用を停止し、売却、取壊しを進める施設	大規模修繕が発生した場合、用途廃止を検討する施設

図 5-1 再編方針ごとの色分け

各施設分野の再編方針の集計結果を表 5-1 に示す。

本改定では、再編方針の見直しを行うとともに、当初計画において検討中としていた 100 施設すべての再編方針を定めた。

表 5-1 各施設分野の再編方針

施設分野	継続保全			統合・複合化		民間・地域移譲		用途廃止		検討中		最低限の維持 (新規方針)	合計		完了
	当初	改定	うち新規	当初	改定	当初	改定	当初	改定	当初	改定		当初	改定	
官公庁・公益的施設	61	73	(2)	58	41	0	0	5	6	0	0	0	124	120	6
生活環境施設	124	125	(2)	1	0	1	0	6	4	0	0	1	132	130	4
健康福祉施設	28	27	(4)	0	0	24	11	4	10	0	0	4	56	52	8
地域コミュニティ施設	11	10	(0)	3	5	16	8	2	4	4	0	3	36	30	6
広域交流施設	55	55	(5)	7	7	33	23	9	8	2	0	6	106	99	12
市営住宅	67	66	(0)	0	0	0	0	14	10	0	0	1	81	77	4
学校教育施設	2	77	(0)	1	9	1	0	10	19	94	0	0	108	105	3
農林業生産・普及施設	2	2	(0)	0	0	12	11	2	3	0	0	0	16	16	0
合計	350	435	(13)	70	62	87	53	52	64	100	0	15	659	629	43

(注意) 複合施設の場合、複数の施設機能の再編方針を示したものであるため施設の集計を行った各表の数値と一致しない。

5.1. 官公庁・公益的施設

表 5-2 官公庁・公益的施設の再編方針

施設分野	継続保全			統合・複合化		民間・地域移譲		用途廃止		検討中		最低限の維持 (新規方針)	合計		完了
	当初	改定	うち新規	当初	改定	当初	改定	当初	改定	当初	改定		当初	改定	
庁舎、地域事務所	5	4	(0)	2	1	0	0	3	4	0	0	0	10	9	1
消防署・分署	2	6	(0)	5	1	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0
消防団詰所	39	47	(2)	50	39	0	0	0	0	0	0	0	89	86	5
防災倉庫	13	14	(0)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14	14	0
その他事務所施設	2	2	(0)	0	0	0	0	2	2	0	0	0	4	4	0
合計	61	73	(2)	58	41	0	0	5	6	0	0	0	124	120	6

5.1.1. 庁舎、地域事務所

庁舎、地域事務所の施設ごとの再編方針を表 5-3 に示す。

行政拠点となる市役所本庁舎については、今後も継続保全していくが、付属する分室については段階的に用途廃止する。

地域事務所については、事務所と消防分署の統合を検討してきたが費用対効果の観点から行わない。加子母総合事務所と加子母公民館の統合の検討を進める。

また、老朽化したにぎわいプラザは用途廃止し、令和 5 年度供用開始予定の複合施設（仮称）市民交流プラザへ一部機能を集約する。

表 5-3 庁舎、地域事務所の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
110101	中津	市役所本庁舎		継続保全	継続保全
110102	中津	水道分室	市役所本庁舎	用途廃止	用途廃止
110103	中津	コミュニティー防災センター（北分室）	市役所本庁舎	用途廃止	用途廃止
110104	中津	東分室	市役所本庁舎	用途廃止	用途廃止
110105	中津	にぎわいプラザ		継続保全	用途廃止
110106	中津	にぎわいプラザ	駅前サービスコーナー	継続保全	用途廃止
110107	中津	健康福祉会館		継続保全	継続保全
110108	中津	市役所本庁舎	中津事務所	継続保全	継続保全
110209	苗木	苗木交流センター	苗木事務所	継続保全	継続保全
110310	坂本	坂本公民館	坂本事務所	継続保全	継続保全
110411	落合	落合公民館	落合事務所	継続保全	継続保全
110512	阿木	阿木公民館	阿木事務所	継続保全	継続保全
110613	神坂	神坂公民館	神坂事務所	継続保全	継続保全
110714	山口	山口総合事務所		統合	完了
110815	坂下	坂下総合事務所		継続保全	継続保全
110916	川上	川上保健福祉施設かたらいの里	川上総合事務所	継続保全	継続保全
111017	加子母	加子母総合事務所		統合	統合・複合化
111118	付知	付知公民館	付知総合事務所	継続保全	継続保全
111219	福岡	福岡総合保健福祉センター	福岡総合事務所	継続保全	継続保全
111320	蛭川	蛭川総合事務所		継続保全	継続保全

5.1.2. 消防署・分署

消防署・分署の施設ごとの再編方針を表 5-4 に示す。

消防本部および各分署は施設の建替えを計画的に行う。県内の動向を把握し、広域的な施設配置も検討する。

表 5-4 消防署・分署の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
120101	中津	消防本部・中消防署		統合	継続保全
120102	中津	中津川市消防センター	消防本部・中消防署	統合	完了
120303	坂本	西消防署		継続保全	継続保全
120804	坂下	中消防署坂下分署		統合	継続保全
121005	加子母	北消防署加子母分署		統合	継続保全
121206	福岡	北消防署		継続保全	継続保全
121307	蛭川	西消防署蛭川分署		統合	継続保全

5.1.3. 消防団詰所

苗木、坂本、落合、阿木および神坂地域については、既に消防団詰所の統合が進められ適切な施設配置となっているため、現行の施設を継続保全する。

他の地域でも効率的な施設配置となるように統合を行う予定であり、表 5-5 で示すように消防団詰所の数を削減する。

消防団詰所は、耐震補強がされていない建物や、令和 17 年までに耐用年数を迎える建物が多くあり、今後耐震補強工事や更新時の建替えを計画的に行う。

表 5-5 消防団詰所の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	H25詰所数	当初計画	R1詰所数	R1見直し	R1見直し
130101	中津	中津分団詰所	8	7	8	7	統合
130202	苗木	苗木分団詰所	4	4	4	4	継続保全
130303	坂本	坂本分団詰所	5	5	5	5	継続保全
130404	落合	落合分団詰所	4	4	4	4	継続保全
130505	阿木	阿木分団詰所	3	3	3	3	継続保全
130606	神坂	神坂分団詰所	2	2	4	4	継続保全
130707	山口	山口分団詰所	6	5	3	2	統合
130808	坂下	坂下分団詰所	8	6	8	6	統合
130909	川上	川上分団詰所	9	3	9	2	統合
131010	加子母	加子母分団詰所	11	11	11	5	統合
131111	付知	付知分団詰所	12	5	11	5	統合
131212	福岡	福岡分団詰所	8	6	8	6	統合
131313	蛭川	蛭川分団詰所	9	4	9	4	統合

5.1.4. その他事務所施設

その他事務所施設の施設ごとの再編方針を表 5-6 に示す。

労働会館および福岡交通安全施設については、耐震基準を満たしておらず、老朽化も進んでいるため、利用状況や更新時期に応じて用途廃止を行う。

表 5-6 その他事務所施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
140101	中津	労働会館		用途廃止	用途廃止
140902	川上	川上有線放送施設		継続保全	継続保全
141203	福岡	福岡交通安全施設		用途廃止	用途廃止
141204	福岡	家畜診療所		継続保全	継続保全

5.1.5. 防災倉庫

防災倉庫については、今後も継続保全し災害に備える。

5.2. 生活環境施設

表 5-7 生活環境施設の再編方針

施設分野	継続保全			統合・複合化		民間・地域移譲		用途廃止		検討中		最低限の維持 (新規方針)	合計		完了
	当初	改定	うち新規	当初	改定	当初	改定	当初	改定	当初	改定		当初	改定	
環境・衛生センター	4	5	(2)	1	0	1	0	3	3	0	0	1	9	9	2
火葬場	2	2	(0)	0	0	0	0	2	1	0	0	0	4	3	1
上水道施設	98	98	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98	98	0
下水道施設	20	20	(0)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	21	20	1
合計	124	125	(2)	1	0	1	0	6	4	0	0	1	132	130	4

5.2.1. 環境・衛生センター

環境・衛生センターの施設ごとの再編方針を表 5-8 に示す。

汚泥処理センターと環境センターについては、効率的な運用をしながら継続保全する。小動物処理施設については、当面は継続するが利用状況に応じてほかの施設への統合も検討する。

表 5-8 環境・衛生センターの再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
210101	中津	衛生センター		継続保全	用途廃止
210102	中津	環境センター		継続保全	継続保全
210103	中津	浸出処理施設	環境センター	継続保全	継続保全
210104	中津	小動物等処理施設	環境センター	統合	継続保全
210105	中津	資源センター		継続保全	完了
210106	中津	廃食用油燃料精製所	資源センター	用途廃止	完了
211107	付知	恵北衛生センター		用途廃止	用途廃止
211108	付知	付知リサイクル資源倉庫		地域移譲	最低限の維持
211209	福岡	恵北最終処分場		用途廃止	完了
211210	中津	中津川リサイクルセンター	環境センター	-	継続保全
211211	福岡	汚泥処理センター		-	継続保全

5.2.2. 火葬場

火葬場の施設ごとの再編方針を表 5-9 に示す。

火葬場については施設の集中と拠点化を目標として新たに建設を行い、坂下火葬場については用途廃止する。付知火葬場については、当面は継続するが、新斎場の建設場所および利用状況に応じて存続について検討する。

表 5-9 火葬場の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
220101	中津	中津川斎場		継続保全	継続保全
220802	坂下	坂下火葬場		用途廃止	用途廃止
221104	付知	付知火葬場		継続保全	継続保全
221305	蛭川	蛭川火葬場		用途廃止	完了

5.2.3. 上水道施設および下水道施設

効率的な運用をしながら、すべての施設を継続保全するが、今後の人口動態を踏まえ施設の集約・機能の統合を検討する。

5.3. 健康福祉施設

表 5-10 健康福祉施設の再編方針

施設分野	継続保全			統合・複合化		民間・地域移譲		用途廃止		検討中		最低限の維持 (新規方針)	合計		完了
	当初	改定	うち新規	当初	改定	当初	改定	当初	改定	当初	改定		当初	改定	
病院・診療所	5	5	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0
保険福祉総合施設	3	3	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0
老人福祉施設	7	8	(0)	0	0	20	7	0	1	0	0	4	27	20	7
児童・母子福祉施設	4	6	(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	6	0
障がい者福祉施設	1	3	(2)	0	0	4	4	1	0	0	0	0	6	7	1
医師住宅	8	2	(0)	0	0	0	0	3	9	0	0	0	11	11	0
合計	28	27	(4)	0	0	24	11	4	10	0	0	4	56	52	8

5.3.1. 病院、診療所

病院、診療所の施設ごとの再編方針を表 5-11 に示す。

病院および診療所については、地域保健医療計画に基づき施設を再編する。阿木診療所は、令和 2 年度供用開始予定の阿木交流センターへ機能を移転する。

表 5-11 病院、診療所の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
310101	中津	総合病院中津川市民病院		継続保全	継続保全
310502	阿木	阿木地域振興センター	阿木診療所	統合	統合・複合化
310803	坂下	国民健康保険坂下診療所		継続保全	継続保全
310904	川上	国民健康保険川上診療所		継続保全	継続保全
311005	加子母	国民健康保険加子母歯科診療所		継続保全	継続保全
311306	蛭川	国民健康保険蛭川診療所		継続保全	継続保全
311307	蛭川	国民健康保険蛭川診療所	蛭川歯科診療所	継続保全	継続保全

5.3.2. 保健センターおよび保健福祉総合施設

保健センターおよび保健福祉総合施設の施設ごとの再編方針を表 5-12 に示す。

これらの施設は、市民の健康および予防推進を図るため継続保全する。

表 5-12 保健センターおよび保健福祉総合施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
320101	中津	健康福祉会館	中津川保健センター	継続保全	継続保全
320802	坂下	坂下健康福祉会館		継続保全	継続保全
320904	川上	川上保健福祉施設かたらいの里	川上保健センター	継続保全	継続保全
321005	加子母	国民健康保険 加子母歯科診療所	加子母歯科保健センター	継続保全	継続保全
321006	加子母	加子母ふれあいコミュニティセンター		継続保全	継続保全
321207	福岡	福岡総合保健福祉センター	ほっとサロン	継続保全	継続保全
321208	福岡	福岡総合保健福祉センター	福岡保健センター	継続保全	継続保全
321309	蛭川	国民健康保険蛭川診療所	蛭川保健センター	継続保全	継続保全
321310	蛭川	国民健康保険蛭川診療所	蛭川歯科保健センター	継続保全	継続保全

5.3.3. 老人福祉施設

老人福祉施設の施設ごとの再編方針を表 5-13 に示す。

介護サービスを提供する施設については、民間施設の進出状況など地域性を考慮に入れつつ、積極的に民間へ移譲する。

その他の老人福祉施設は、利用状況を考慮して地域へ移譲する。

表 5-13 老人福祉施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
330101	中津	養護老人ホーム清和寮		民間移譲	継続保全
330102	中津	デイサービスセンターゆうわ苑	養護老人ホーム清和寮	民間移譲	継続保全
330203	苗木	介護実習センター		民間移譲	完了
330304	坂本	デイサービスセンターひだまり苑		民間移譲	民間移譲
330405	落合	地域福祉センターゆうらく苑		継続保全	継続保全
330406	落合	地域福祉センターゆうらく苑	デイサービスセンターゆうらく苑	継続保全	継続保全
330607	神坂	グループホームまごころ		民間移譲	民間移譲
330708	山口	山口デイサービスセンター椿苑		民間移譲	完了
330709	山口	山口高齢者ふれあいセンター	山口デイサービスセンター椿苑	民間移譲	完了
330710	山口	山口地区生きがい作業所		地域移譲	最低限の維持
330711	神坂	馬籠地区生きがい作業所		地域移譲	最低限の維持
330812	坂下	坂下老人保健施設		継続保全	用途廃止
330813	坂下	坂下福祉センター		継続保全	継続保全
330814	坂下	坂下デイサービスセンター	坂下福祉センター	継続保全	継続保全
331015	加子母	加子母ふれあいコミュニティセンター	加子母第二デイサービスセンター	継続保全	継続保全
331016	加子母	加子母老人福祉センター白寿荘		地域移譲	最低限の維持
331017	加子母	加子母デイサービスセンター		民間移譲	民間移譲
331018	加子母	加子母デイサービスセンター	ショートステイ事業所	民間移譲	民間移譲
331119	付知	付知中央ふれあいセンター		地域移譲	完了
331120	付知	付知北ふれあいセンター		地域移譲	地域移譲
331121	付知	付知南ふれあいセンター		地域移譲	民間移譲
331122	付知	付知東ふれあいセンター		地域移譲	地域移譲
331123	付知	付知福祉センター		継続保全	継続保全
331124	付知	付知デイサービスセンター	付知福祉センター	民間移譲	民間移譲
331225	福岡	福岡デイサービスセンター		民間移譲	完了
331226	福岡	福岡ショートステイ事業所	福岡デイサービスセンター	民間移譲	完了
331227	福岡	福岡いきがいサロン		地域移譲	完了
331228	福岡	高山区民会館	高山いきがいサロン	地域移譲	地域移譲
331329	蛭川	蛭川高齢者ふれあい生きがいづくりの家		地域移譲	最低限の維持
331330	蛭川	蛭川福祉センターやすらぎ荘		継続保全	継続保全
331331	蛭川	蛭川福祉センターやすらぎ荘	蛭川デイサービスセンター	継続保全	継続保全
331332	蛭川	蛭川ショートステイ事業所	蛭川福祉センターやすらぎ荘	継続保全	継続保全
330833	坂下	国民健康保険坂下診療所	坂下老人保健施設	-	継続保全

5.3.4. 児童・母子福祉施設

児童・母子福祉施設の施設ごとの再編方針を表 5-14 に示す。

老朽化したにぎわいプラザ内の子育て支援センター機能は、中心市街地内での効果的な運用と配置について検討する。その他の子育て支援センターや児童館については継続保全する。

表 5-14 児童・母子福祉施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
340101	中津	にぎわいプラザ	子育て支援センター	継続保全	統合・複合化
340102	中津	児童センター		継続保全	継続保全
340103	中津	西児童館		継続保全	継続保全
340104	中津	東児童館		継続保全	継続保全
340105	中津	中津川保育園	子育て支援センター	継続保全	継続保全
340306	坂本	坂本ふれあい施設		継続保全	継続保全
340307	坂本	坂本ふれあい施設	子育て支援センター	継続保全	継続保全
341008	加子母	加子母ふれあいコミュニティセンター	子育て支援センター	継続保全	継続保全
341209	福岡	発達支援センターどんぐり(旧田瀬保育園)	子育て支援センター	-	継続保全
340110	中津	中津川市病児保育所		-	継続保全

5.3.5. 障がい者福祉施設

障がい者福祉施設の施設ごとの再編方針を表 5-15 に示す。

ふきのとう作業所および障がい者就労支援事業所については民間移譲とし、発達支援センターは継続保全する。

表 5-15 障がい者福祉施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
350101	中津	ふきのとう作業所		民間移譲	民間移譲
350102	中津	発達支援センターつくしんぼ		継続保全	継続保全
350103	中津	旧養護訓練センター		用途廃止	完了
350112	中津	中津川市障がい児総合支援施設(かがやきキッズ)		-	継続保全
350804	坂下	坂下健康福祉会館	発達支援センターどんぐり(坂下教室)	継続保全	完了
350805	坂下	障がい者就労支援事業所さかした(セルフひまわり)		民間移譲	民間移譲
351006	加子母	障がい者就労支援事業所かしも(ささゆり作業所)		民間移譲	民間移譲
351007	加子母	加子母保育園	発達支援センターどんぐり(加子母教室)	用途廃止	完了
351108	付知	付知保育園	発達支援センターどんぐり(付知教室)	用途廃止	完了
351209	福岡	障がい者就労支援事業所ふくおか(福岡共同作業所)		民間移譲	民間移譲
351210	福岡	発達支援センターどんぐり(旧田瀬保育園)		-	継続保全
351311	蛭川	国民健康保険蛭川診療所	発達支援センターどんぐり(蛭川教室)	継続保全	完了

5.3.6. 医師住宅

医師住宅の施設ごとの再編方針を表 5-16 に示す。

用途廃止する医師住宅、看護師宿舎、旧看護師用託児所は用途廃止し建物の売却を行う。売却が難しい場合は、取り壊して土地の売却を行う。

表 5-16 医師住宅の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
360801	坂下	坂下医師住宅(1)		継続保全	用途廃止
360802	坂下	坂下医師住宅(2)		継続保全	用途廃止
360803	坂下	坂下医師住宅(3)		継続保全	用途廃止
360804	坂下	坂下医師住宅(4)		継続保全	用途廃止
360805	坂下	坂下医師住宅(5)		継続保全	継続保全
360806	坂下	坂下医師住宅(6)		継続保全	継続保全
360807	坂下	看護師宿舎		継続保全	用途廃止
360808	坂下	旧看護師用託児所		継続保全	用途廃止
360909	川上	川上医師住宅		用途廃止	用途廃止
361310	蛭川	蛭川医師住宅(1)		用途廃止	用途廃止
361311	蛭川	蛭川医師住宅(2)		用途廃止	用途廃止

5.4. 地域コミュニティ施設

表 5-17 地域コミュニティ施設の再編方針

施設分野	継続保全			統合・複合化		民間・地域移譲		用途廃止		検討中		最低限の維持 (新規方針)	合計		完了
	当初	改定	うち新規	当初	改定	当初	改定	当初	改定	当初	改定		当初	改定	
公民館・図書館	9	10	(0)	2	4	0	0	0	0	3	0	0	14	14	0
集会施設等	0	0	(0)	0	0	11	6	2	1	0	0	0	13	7	6
研修施設等	2	0	(0)	1	1	5	2	0	3	1	0	3	9	9	0
合計	11	10	(0)	3	5	16	8	2	4	4	0	3	36	30	6

5.4.1. 公民館、図書館

公民館、図書館の施設ごとの再編方針を表 5-18 に示す。

公民館は、地域での拠点としての機能を充実させるために、地域にあった公民館のあり方が必要である。

加子母公民館については総合事務所との統合の検討を進める。神坂公民館、川上公民館及び福岡公民館については、周辺施設との統合・複合化を検討する。

市立中央図書館は、令和 5 年度供用開始予定の複合施設（仮称）市民交流プラザへ機能を移転する。

表 5-18 公民館、図書館の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
410101	中津	中央公民館		継続保全	継続保全
410102	中津	中央公民館	市立中央図書館	継続保全	統合・複合化
410203	苗木	苗木交流センター		継続保全	継続保全
410224	苗木	苗木交流センター	図書室	継続保全	継続保全
410304	坂本	坂本公民館		継続保全	継続保全
410325	坂本	坂本公民館	図書コーナー	継続保全	継続保全
410405	落合	落合公民館		継続保全	継続保全
410426	落合	落合公民館	図書コーナー	継続保全	継続保全
410506	阿木	阿木公民館		継続保全	継続保全
410507	阿木	阿木公民館	図書コーナー	継続保全	継続保全
410608	神坂	神坂公民館		検討中	統合・複合化
410609	神坂	神坂公民館	図書コーナー	検討中	統合・複合化
410710	山口	山口公民館		統合	継続保全
410711	山口	山口公民館	図書室	統合	継続保全
410812	坂下	坂下公民館		継続保全	継続保全
410813	坂下	坂下公民館	図書室	継続保全	継続保全
410914	川上	川上公民館(せせらぎ会館)		検討中	統合・複合化
410915	川上	川上公民館(せせらぎ会館)	図書室	検討中	統合・複合化
411016	加子母	加子母公民館		統合	統合・複合化
411017	加子母	加子母公民館	図書室	統合	統合・複合化
411118	付知	付知公民館		継続保全	継続保全
411119	付知	付知公民館	図書室	継続保全	継続保全
411220	福岡	福岡公民館		検討中	統合・複合化
411221	福岡	福岡公民館	図書室	検討中	統合・複合化
411322	蛭川	蛭川済美図書館		継続保全	継続保全
411323	蛭川	蛭川公民館(蛭子座)		継続保全	継続保全

5.4.2. 集会施設および研修施設

集会施設および研修施設の施設ごとの再編方針を表 5-19 に示す。

集会施設や研修施設は地域で完全に維持管理と運営を行うことを施設見直しの基本方針としており、原則的に地域移譲する。市営住宅の集会場については、市営住宅と合わせて継続保全する。

表 5-19 集会施設および研修施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
420201	苗木	瀬戸集会場		地域移譲	地域移譲
420202	苗木	三郷営農研修センター		地域移譲	地域移譲
420303	坂本	茄子川地域振興センター		地域移譲	地域移譲
420304	坂本	辻原営農研修センター		地域移譲	地域移譲
420305	坂本	宇呂屋創作苑		地域移譲	用途廃止
420506	阿木	阿木地域振興センター		継続保全	用途廃止
420607	神坂	神坂生活改善センター		地域移譲	用途廃止
420608	神坂	地域活性化センター湯舟の館		地域移譲	最低限の維持
420809	坂下	上野地区集会場		地域移譲	地域移譲
420810	坂下	上野多目的施設	上野地区集会場	地域移譲	地域移譲
420911	川上	かわうえ自然休養村管理センター		検討中	統合・複合化
420912	川上	川上青年の家	かわうえ自然休養村管理センター	統合	用途廃止
421113	付知	付知1区集会所		地域移譲	地域移譲
421114	付知	付知川東公会堂		地域移譲	完了
421215	福岡	福岡区民会館		地域移譲	完了
421216	福岡	高山生活改善センター		用途廃止	完了
421217	福岡	高山区民会館		地域移譲	完了
421218	福岡	下野いきいき会館		地域移譲	地域移譲
421219	福岡	旧田瀬区事務所		用途廃止	完了
421220	福岡	田瀬区民会館 (農村総合管理施設)		地域移譲	完了
421321	蛭川	蛭川研修センター		地域移譲	最低限の維持
421322	蛭川	蛭川活性化センター		継続保全	最低限の維持

5.5. 広域交流施設

表 5-20 広域交流施設の再編方針

施設分野	継続保全			統合・複合化		民間・地域移譲		用途廃止		検討中		最低限の維持 (新規方針)	合計		完了
	当初	改定	うち新規	当初	改定	当初	改定	当初	改定	当初	改定		当初	改定	
スポーツ施設・運動広場	32	32	(1)	6	3	4	2	1	1	2	0	4	45	42	4
キャンプ場、コテージ等	0	1	(0)	0	0	11	8	2	1	0	0	0	13	10	3
野外レクリエーション施設	1	2	(1)	0	0	2	2	3	1	0	0	1	6	6	1
保養・温泉活用施設	1	0	(0)	0	1	7	3	0	2	0	0	0	8	6	2
観光物販等施設	5	7	(2)	0	0	8	7	0	0	0	0	1	13	15	0
歴史・郷土芸能関連施設	7	6	(1)	1	1	1	1	1	2	0	0	0	10	10	1
博物館・美術館等	4	2	(0)	0	2	0	0	1	0	0	0	0	5	4	1
体験・文化交流施設	5	5	(0)	0	0	0	0	1	1	0	0	0	6	6	0
合計	55	55	(5)	7	7	33	23	9	8	2	0	6	106	99	12

5.5.1. スポーツ施設

スポーツ施設の施設ごとの再編方針を表 5-21 と表 5-22 に示す。

グラウンドや広場は、スポーツのみならず、多目的に利用されており、災害時の緊急避難場所的な使用の面からも重要な施設であり基本的に継続保全する。ただし、借地を利用している施設や、利用状況から他施設で代替利用が可能な場合は統廃合を進め施設の削減を図る。また、夜間照明設備を有している施設は、施設の利用状況等により設備の必要性を十分検証し、必要性が低い場合は設備の利用をとりやめる。

椈の湖総合グラウンドは、借地料減額の可能性について再度確認し、難しい場合は小中学校のグラウンド利用や、他施設の利用を検討する。

加子母、付知および福岡地域の B&G 海洋センターについては、複合スポーツ施設として継続保全し、複合化も検討し効率的な維持管理と利用促進を図る。

市民プール、坂下プールは最低限の維持とし、民間施設の利用を促す。

体育館全体は、利用率の高い施設は更新や集約を行い継続保全する。利用率の低い施設は用途廃止を検討する。

また、小中学校の体育施設としても利用されている施設は、学校規模等適正化基本計画を考慮し検討する。

表 5-21 スポーツ施設の再編方針（その 1）

施設番号	地域	主体施設名称	附属施設名称	当初	R1見直し
510101	中津	市民プール		継続保全	最低限の維持
510102	中津	サンライフ中津川	体育館	継続保全	継続保全
510103	中津	勤労青少年ホーム	サンライフ中津川	検討中	統合・複合化
510104	中津	根の上高原体育館		検討中	統合・複合化
510105	中津	市民運動場	グラウンド	継続保全	継続保全
510106	中津	弓道場	市民運動場	統合	継続保全
510107	中津	恵下グラウンド		地域移譲	最低限の維持
510109	中津	中央公民館	体育室	継続保全	継続保全

表 5-22 スポーツ施設の再編方針（その2）

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
510210	苗木	苗木公園	トレーニングセンター	継続保全	継続保全
510211	苗木	野球場	苗木公園	継続保全	継続保全
510212	苗木	テニスコート	苗木公園	継続保全	継続保全
510313	坂本	中津川公園	多目的広場	継続保全	継続保全
510314	坂本	競技場	中津川公園	継続保全	継続保全
510315	坂本	野球場	中津川公園	継続保全	継続保全
510316	坂本	テニスコート	中津川公園	継続保全	継続保全
510317	坂本	北部体育館		継続保全	継続保全
510318	坂本	坂本北部運動広場		継続保全	継続保全
510319	坂本	東美濃ふれあいセンター	多目的アリーナ	継続保全	継続保全
510456	落合	中津川市落合石畳マレットゴルフ場		-	継続保全
510620	神坂	湯舟沢スポーツ広場		地域移譲	地域移譲
510721	神坂	馬籠総合グラウンド	馬籠文化交流施設	継続保全	継続保全
510722	神坂	馬籠ふるさと学校	アリーナ	継続保全	継続保全
510823	坂下	坂下総合体育館	体操場	継続保全	継続保全
510824	坂下	坂下総合体育館	柔剣道場	継続保全	継続保全
510825	坂下	弓道場	坂下総合体育館	統合	完了
510826	坂下	椈の湖総合グラウンド		継続保全	統合・複合化
510827	坂下	坂下プール		継続保全	最低限の維持
510928	川上	川上運動公園	総合運動場	継続保全	継続保全
510929	川上	テニスコート	川上運動公園	継続保全	継続保全
510930	川上	川上弓道場	川上運動公園	統合	継続保全
511031	加子母	加子母B&G海洋センター	アリーナ	継続保全	継続保全
511032	加子母	加子母B&G海洋センター	プール	継続保全	継続保全
511033	加子母	加子母B&G海洋センター	武道場	継続保全	継続保全
511034	加子母	舞台峠ドーム	加子母B&G海洋センター	継続保全	継続保全
511035	加子母	舞台峠テニスコート	加子母B&G海洋センター	継続保全	用途廃止
511036	加子母	加子母ふるさと総合体育広場	加子母小学校	継続保全	継続保全
511037	加子母	加子母ふるさと第1体育広場		地域移譲	最低限の維持
511038	加子母	加子母ふるさと第2体育広場		継続保全	継続保全
511039	加子母	加子母弓道場		統合	継続保全
511140	付知	付知B&G海洋センター	アリーナ	継続保全	継続保全
511141	付知	付知B&G海洋センター	プール	継続保全	継続保全
511142	付知	付知B&G海洋センター	武道場	継続保全	継続保全
511143	付知	付知弓道場	付知B&G海洋センター	統合	完了
511144	付知	付知グラウンド		継続保全	継続保全
511145	付知	付知中央河川公園	グラウンド	継続保全	継続保全
511146	付知	テニスコート	付知中央河川公園	継続保全	継続保全
511247	福岡	福岡B&G海洋センター	アリーナ	継続保全	継続保全
511248	福岡	福岡B&G海洋センター	プール	継続保全	継続保全
511249	福岡	福岡B&G海洋センター	武道場	継続保全	継続保全
511250	福岡	福岡弓道場	福岡B&G海洋センター	統合	完了
511251	福岡	福岡北運動場		継続保全	継続保全
511352	蛭川	蛭川ひとつばたご広場		継続保全	継続保全
511353	蛭川	蛭川運動公園	グラウンド	継続保全	継続保全
511354	蛭川	テニスコート	蛭川運動公園	継続保全	継続保全
511355	蛭川	蛭川ミニゴルフ場		用途廃止	完了

5.5.2. キャンプ場、コテージ等

キャンプ場、コテージ等の施設ごとの再編方針を表 5-23 に示す。

キャンプ場、コテージ等については、民間移譲を基本の考え方とするが、国、県有地を利用している施設については十分協議を行い、可能な施設は民間移譲を進める。

表 5-23 キャンプ場、コテージ等の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
520601	神坂	けやき平緑地利用施設		用途廃止	完了
520702	神坂	愛宕山野営場		用途廃止	用途廃止
520803	坂下	椈の湖ふれあい村		民間移譲	民間移譲
520904	川上	夕森公園キャンプ場		民間移譲	民間移譲
520905	川上	YOU・遊館	夕森公園キャンプ場	民間移譲	民間移譲
521006	加子母	渡合キャンプ場		地域移譲	民間移譲
521007	加子母	加子母乙女溪谷キャンプ場		民間移譲	民間移譲
521008	加子母	青少年旅行村	加子母乙女溪谷キャンプ場	民間移譲	完了
521009	加子母	舞台峠ログハウス		民間移譲	民間移譲
521110	付知	付知Be-Green日和立		民間移譲	民間移譲
521111	付知	付知森林キャンプ場		民間移譲	民間移譲
521212	福岡	ローマン溪谷オートキャンプ場		民間移譲	継続保全
521313	蛭川	紅岩コテージ		民間移譲	完了

5.5.3. 野外レクリエーション施設

野外レクリエーション施設の施設ごとの再編方針を表 5-24 に示す。

根の上高原については最低限の維持とし自然のままで活用する。中の島公園ふれあい施設のコテージおよび農業活性化施設は民間へ移譲し、総合交流ターミナルについては阿木公民館のホール機能として継続保全する。

表 5-24 野外レクリエーション施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
530101	中津	根の上高原		継続保全	最低限の維持
530107	中津	中津川市間ノ根観光栗園		-	継続保全
530402	落合	ふれあい牧場		民間移譲	民間移譲
530503	阿木	中の島公園ふれあい施設		民間移譲	民間移譲
530704	神坂	馬籠ふれあい広場	馬籠文化交流施設	用途廃止	継続保全
530705	神坂	馬籠自然休養村センター	馬籠文化交流施設	用途廃止	完了
530806	坂下	椈の湖自然公園		用途廃止	用途廃止

5.5.4. 保養・温泉活用施設

保養・温泉活用施設の施設ごとの再編方針を表 5-25 に示す。

ほっとサロン・かたらいの里など、市内に同一の機能がある場合は統合・複合化を検討し、温浴施設・温泉の老朽化により大規模な修繕が必要となった時点で利用者数の状況を踏まえ施設を廃止し民間施設の利用を案内する。

他の保養・温泉活用施設については民間へ移譲を検討する。

表 5-25 保養・温泉活用施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
540601	神坂	健康温泉館クアリゾート湯舟沢		民間移譲	完了
540702	神坂	馬籠温泉スタンド		民間移譲	用途廃止
540903	川上	川上夕森荘		民間移譲	用途廃止
540904	川上	川上保健福祉施設かたらいの里		継続保全	統合・複合化
541005	加子母	加子母温泉スタンド		民間移譲	民間移譲
541106	付知	付知峽倉屋温泉施設		民間移譲	民間移譲
541107	付知	付知峽倉屋温泉スタンド		民間移譲	民間移譲
541208	福岡	福岡総合保健福祉センター	健康増進施設ほっとサロン	継続保全	統合・複合化
541309	蛭川	紅岩山荘		民間移譲	完了
541310	蛭川	紅岩山荘	老人憩いの家	民間移譲	完了

5.5.5. 観光物販等施設

観光物販等施設の施設ごとの再編方針を表 5-26 に示す。

道の駅と市営駐車場を除き、観光物販等施設については民間へ移譲する。

「道の駅」は、国土交通省により登録された、休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設であり、「設置者は、市町村又は市町村に代わり得る公的な団体」でなくてはならないとしており、事業を民間に任せたとしても公益に反しないようにするため、行政が監督を行うものとされている。

表 5-26 観光物販等施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
550102	中津	駅前市営駐車場		民間移譲	最低限の維持
550115	中津	中津川市駅前広場市営駐車場		-	継続保全
550116	中津	中津川市にぎわいプラザ駐車場		-	継続保全
550703	山口	道の駅賤母		継続保全	継続保全
550704	山口	木曾ごへ一本舗		民間移譲	民間移譲
550705	神坂	馬籠ふれあい市場		民間移譲	民間移譲
550706	神坂	馬籠観光案内所		民間移譲	民間移譲
550807	坂下	道の駅きりら坂下		継続保全	継続保全
550908	川上	道の駅五木のやかた		継続保全	継続保全
550909	川上	いきいき市場		民間移譲	民間移譲
551010	加子母	道の駅加子母ゆうらく館		継続保全	継続保全
551011	加子母	山方館		民間移譲	民間移譲
551112	付知	道の駅裏木曾花街道センター		継続保全	継続保全
551113	付知	付知特産品販売施設	道の駅裏木曾花街道センター	民間移譲	民間移譲
551114	付知	花街道付知楽市楽座	道の駅裏木曾花街道センター	民間移譲	民間移譲

5.5.6. 博物館・美術館等

博物館・美術館等の施設ごとの再編方針を表 5-27 に示す。

老朽化している子ども科学館は、他の博物館・美術館等との統合・複合化を検討する。その他の施設も、耐用年数を考慮し将来の集約を検討する。東山魁夷心の旅路館は、立地背景等を考慮した上で検討する。

施設本体を借りている中山道歴史資料館は、契約満了時までの方針を決定する。

表 5-27 博物館・美術館等の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
560101	中津	子ども科学館		継続保全	統合・複合化
560202	苗木	鉱物博物館		継続保全	統合・複合化
560203	苗木	青邨記念館		用途廃止	完了
560204	苗木	苗木遠山史料館		継続保全	継続保全
560705	山口	東山魁夷心の旅路館		継続保全	継続保全
561106	付知	アートピア付知交芸プラザ	付知ギャラリー	継続保全	継続保全

5.5.7. 歴史・郷土芸能関連施設

歴史・郷土芸能関連施設の施設ごとの再編方針を表 5-28 に示す。

地域の郷土資料館などは、統合や民間移譲を進め収蔵を一元化し、展示は既存施設を活用する。

表 5-28 歴史・郷土芸能関連施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
570101	中津	間家大正の蔵		継続保全	継続保全
570102	中津	文化財学習センター		用途廃止	完了
570103	中津	森家脇本陣		継続保全	継続保全
570304	坂本	東美濃ふれあいセンター	歌舞伎ホール	継続保全	継続保全
570505	阿木	阿木地域振興センター	阿木郷土資料館	継続保全	用途廃止
571006	加子母	加子母郷土資料館		継続保全	継続保全
571007	加子母	明治座		継続保全	継続保全
571208	福岡	福岡郷土資料館		継続保全	用途廃止
571209	福岡	福岡民俗資料館	福岡郷土資料館	統合	用途廃止
571210	福岡	常盤座		継続保全	継続保全
571311	蛭川	蛭川公民館(蛭子座)	蛭子座	継続保全	継続保全
571312	蛭川	蛭川文化財保存会館		民間移譲	民間移譲
571313	蛭川	蛭川郷土資料館		継続保全	統合・複合化
570414	落合	落合宿本陣		-	継続保全

5.5.8. 体験・文化交流施設

体験・文化交流施設の施設ごとの再編方針を表 5-29 に示す。

借地で施設の老朽化が著しい福岡ふれあい文化センターは用途廃止するが、他の施設については継続保全する。

表 5-29 体験・文化交流施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
580101	中津	中津川文化会館		継続保全	継続保全
580302	坂本	東美濃ふれあいセンター		継続保全	継続保全
580703	神坂	馬籠ふるさと学校	馬籠文化交流施設	継続保全	継続保全
581004	加子母	ふれあいのやかたかしも		継続保全	継続保全
581105	付知	アートピア付知交芸プラザ		継続保全	継続保全
581206	福岡	福岡ふれあい文化センター		用途廃止	用途廃止

5.6. 市営住宅

表 5-30 市営住宅の再編方針

施設分野	継続保全			統合・複合化		民間・地域移譲		用途廃止		検討中		最低限の維持 (新規方針)	合計		完了
	当初	改定	うち新規	当初	改定	当初	改定	当初	改定	当初	改定		当初	改定	
公営住宅	37	37	(0)	0	0	0	0	10	7	0	0	0	47	44	3
特定公共賃貸住宅	9	9	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9	0
地域優良賃貸住宅	2	2	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
若者定住促進住宅	9	9	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9	0
市営単独住宅	10	9	(0)	0	0	0	0	4	3	0	0	1	14	13	1
合計	67	66	(0)	0	0	0	0	14	10	0	0	1	81	77	4

5.6.1. 公営住宅

公営住宅の施設ごとの再編方針を表 5-31、5-32 に示す。

中村、樋ヶ沢、上鐘、稲荷平および田原の公営住宅は、全部または一部を段階的に用途廃止する。

法定の耐用年数を過ぎる公営住宅は、公営住宅法および公営住宅等長寿命化計画に基づき順次、用途廃止、統合縮小または建替えを検討する。

表 5-31 公営住宅の再編方針（その 1）

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
610101	中津	大平団地		用途廃止	用途廃止
610102	中津	中村団地		用途廃止	用途廃止
610103	中津	松田団地		継続保全	継続保全
610104	中津	子野団地		継続保全	継続保全
610105	中津	丸山団地		継続保全	継続保全
610106	中津	集会所	丸山団地	継続保全	継続保全
610107	中津	安森団地		継続保全	継続保全
610108	中津	会所沢団地		継続保全	継続保全
610109	中津	後洞団地		継続保全	継続保全
610110	中津	駒場団地		継続保全	継続保全
610111	中津	集会所	駒場団地	継続保全	継続保全
610112	中津	山手団地		継続保全	継続保全
610113	中津	恵下団地		継続保全	継続保全
610214	苗木	苗木団地		用途廃止	完了
610215	苗木	狩宿団地		継続保全	継続保全
610316	坂本	深沢団地		継続保全	継続保全
610417	落合	屋下団地		継続保全	継続保全
610618	神坂	神坂団地		用途廃止	用途廃止
610819	坂下	樋ヶ沢団地(1)		用途廃止	用途廃止
610820	坂下	樋ヶ沢団地(2)		継続保全	継続保全
610821	坂下	集会所	樋ヶ沢団地(2)	継続保全	継続保全
610822	坂下	上鐘団地(1)		用途廃止	用途廃止
610823	坂下	上鐘団地(2)		用途廃止	用途廃止
610824	坂下	高部団地		継続保全	継続保全
610825	坂下	集会所	高部団地	継続保全	継続保全
610926	川上	下平団地(公営)		継続保全	継続保全
610927	川上	森平団地(公営)		継続保全	継続保全

表 5-32 公営住宅の再編方針（その2）

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
611028	加子母	須母田団地		用途廃止	完了
611029	加子母	須母田団地A棟		継続保全	継続保全
611030	加子母	向畑団地		継続保全	継続保全
611031	加子母	小平団地		継続保全	継続保全
611032	加子母	井垣戸団地		継続保全	継続保全
611033	加子母	宮洞団地A棟		継続保全	継続保全
611134	付知	稻荷平団地		用途廃止	用途廃止
611135	付知	鳥屋脇団地		継続保全	継続保全
611136	付知	高畑団地(公営)		継続保全	継続保全
611237	福岡	深笹団地(公営)		継続保全	継続保全
611238	福岡	曙団地		継続保全	継続保全
611239	福岡	向知原団地		継続保全	継続保全
611240	福岡	向田瀬団地		継続保全	継続保全
611241	福岡	山之田団地		継続保全	継続保全
611242	福岡	集会所	山之田団地	継続保全	継続保全
611243	福岡	本郷団地		継続保全	継続保全
611344	蛭川	田原団地		用途廃止	用途廃止
611345	蛭川	鳩吹団地		継続保全	継続保全
611346	蛭川	棚田団地		継続保全	継続保全
611347	蛭川	矢柱団地		継続保全	継続保全

5.6.2. 特定公共賃貸住宅

特定公共賃貸住宅の施設ごとの再編方針を表 5-33 に示す。

特定公共賃貸住宅については、今後も市営住宅として継続保全する。

表 5-33 特定公共賃貸住宅の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
620801	坂下	和合団地		継続保全	継続保全
620802	坂下	集会所	和合団地	継続保全	継続保全
620903	川上	森平団地(特公賃)		継続保全	継続保全
621004	加子母	宮洞団地B棟		継続保全	継続保全
621105	付知	高畑団地(特公賃)		継続保全	継続保全
621106	付知	広島野団地(特公賃)		継続保全	継続保全
621207	福岡	水返団地		継続保全	継続保全
621208	福岡	深笹団地(特公賃)		継続保全	継続保全
621209	福岡	高山団地		継続保全	継続保全

5.6.3. 地域優良賃貸住宅

地域優良賃貸住宅の施設ごとの再編方針を表 5-34 に示す。

地域優良賃貸住宅については、今後も市営住宅として継続保全する。

表 5-34 地域優良賃貸住宅の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
630701	神坂	馬籠団地(UI)		継続保全	継続保全
631002	加子母	須母田団地C棟(UI)		継続保全	継続保全

5.6.4. 若者定住促進住宅

若者定住促進住宅の施設ごとの再編方針を表 5-35 に示す。

若者定住促進住宅は人口施策に基づく施設であるため、全ての住宅について継続保全する。

表 5-35 若者定住促進住宅の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
640501	阿木	阿木団地(UI)		継続保全	継続保全
640602	神坂	味噌野団地(UI)		継続保全	継続保全
640703	山口	原団地		継続保全	継続保全
640704	山口	山口団地(UI)		継続保全	継続保全
640905	川上	川上矢柱団地(UI)		継続保全	継続保全
641006	加子母	二渡団地		継続保全	継続保全
641007	加子母	須母田団地B棟(若者定住)		継続保全	継続保全
641108	付知	広島野団地(若者定住)		継続保全	継続保全
641209	福岡	宮脇団地		継続保全	継続保全

5.6.5. 市営単独住宅

市営単独住宅の施設ごとの再編方針を表 5-36 に示す。

既に耐用年数を超え、耐震補強もされていない旧市営、奥屋、紙屋の一部および富田の市営単独住宅については、段階的に用途廃止する。

紙屋、御所根、下平、アトリエ付住宅、小屋郷および本町の住宅については、現入居者が払い下げを希望する場合は、払い下げを検討する。

表 5-36 市営単独住宅の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
650102	中津	旧市営		用途廃止	用途廃止
650703	山口	和田団地		継続保全	継続保全
650704	山口	関屋団地		継続保全	継続保全
650705	神坂	比丘尼団地		継続保全	継続保全
650906	川上	奥屋住宅		用途廃止	用途廃止
650907	川上	紙屋団地(1)		用途廃止	完了
650908	川上	紙屋団地(2)		継続保全	継続保全
650909	川上	御所根団地		継続保全	継続保全
650910	川上	下平団地(単独)		継続保全	継続保全
651011	加子母	須母田団地B棟(単独)		継続保全	継続保全
651012	加子母	山村芸術工房アトリエ付住宅		継続保全	最低限の維持
651113	付知	富田団地		用途廃止	用途廃止
651114	付知	小屋郷団地		継続保全	継続保全
651115	付知	本町団地		継続保全	継続保全

5.7. 学校教育施設

表 5-37 学校教育施設の再編方針

施設分野	継続保全			統合・複合化		民間・地域移譲		用途廃止		検討中		最低限の維持 (新規方針)	合計		完了
	当初	改定	うち新規	当初	改定	当初	改定	当初	改定	当初	改定		当初	改定	
小学校	0	29	(0)	0	0	0	0	0	8	37	0	0	37	37	0
中学校	0	24	(0)	0	0	0	0	0	0	24	0	0	24	24	0
幼稚園	0	5	(0)	0	0	0	0	0	1	6	0	0	6	6	0
保育園	0	14	(0)	0	0	1	0	0	1	16	0	0	17	15	2
給食調理場	0	0	(0)	0	9	0	0	0	0	9	0	0	9	9	0
高等学校	0	2	(0)	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2	0
教員住宅	2	3	(0)	1	0	0	0	10	9	0	0	0	13	12	1
合計	2	77	(0)	1	9	1	0	10	19	94	0	0	108	105	3

5.7.1. 幼稚園、保育園、小学校、中学校および給食調理場

幼稚園、保育園、小学校、中学校および給食調理場については、学校規模等適正化基本計画などに基づき適正な規模と配置について検討を進める。それに従い幼稚園、保育園、小学校、中学校および給食調理場の再編を行う。

福岡地域の田瀬小学校、下野小学校、高山小学校、福岡小学校を段階的に統合し、令和5年度に（仮称）新ふくおか小学校を設置する。

坂本保育園、坂本幼稚園を統合し、令和2年度に坂本こども園を設置する。

5.7.2. 教員住宅

教員住宅の施設ごとの再編方針を表 5-38 に示す。

各地域における民間の住宅供給状況に応じて、教員住宅の削減を図る。加子母地域および付知地域の教員住宅を除いて全て用途廃止して施設を削減する。

表 5-38 教員住宅の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
720203	苗木	苗木教員住宅		用途廃止	用途廃止
720404	落合	落合教員住宅		用途廃止	完了
720505	阿木	阿木教員住宅		用途廃止	用途廃止
720606	神坂	神坂教員住宅		用途廃止	用途廃止
720707	山口	山口教員住宅		用途廃止	用途廃止
720709	神坂	馬籠教員住宅		用途廃止	用途廃止
720811	坂下	坂下教員住宅		用途廃止	用途廃止
720912	川上	川上教員住宅		用途廃止	用途廃止
721013	加子母	加子母教員住宅		統合	継続保全
721114	付知	付知菓子上教員住宅世帯用	付知菓子上教員住宅	継続保全	継続保全
721115	付知	付知菓子上教員住宅単身用	付知菓子上教員住宅	継続保全	継続保全
721216	福岡	福岡教員住宅		用途廃止	用途廃止
721317	蛭川	蛭川教員住宅		用途廃止	用途廃止

5.8. 農林業生産・普及施設

表 5-39 農林業生産・普及施設の再編方針

施設分野	継続保全			統合・複合化		民間・地域移譲		用途廃止		検討中		最低限の維持 (新規方針)	合計		完了
	当初	改定	うち新規	当初	改定	当初	改定	当初	改定	当初	改定		当初	改定	
農林業生産施設	1	1	(0)	0	0	8	7	0	1	0	0	0	9	9	0
農林業普及施設	1	1	(0)	0	0	4	4	2	2	0	0	0	7	7	0
合計	2	2	(0)	0	0	12	11	2	3	0	0	0	16	16	0

農林業生産・普及施設の施設ごとの再編方針を表 5-40 に示す。

農産物加工施設のような収益性のある施設については民間または地域へ移譲する。農林業普及施設については、利用状況や更新時期に応じて用途廃止または民間・地域移譲する。

表 5-40 農林業生産・普及施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	当初	R1見直し
800101	中津	林業研修センター		用途廃止	用途廃止
800402	落合	中津川堆肥センター		継続保全	継続保全
800703	神坂	花ぐし	馬籠ふれあい市場	民間移譲	民間移譲
800704	山口	山口堆肥センター		地域移譲	民間移譲
800805	坂下	さん・から・り (坂下間伐材利用普及施設)		用途廃止	用途廃止
800806	坂下	坂下下請け等共同作業所		民間移譲	民間移譲
801007	加子母	加子母農産物加工施設		地域移譲	民間移譲
801008	加子母	加子母米倉庫	事務所書類倉庫	地域移譲	用途廃止
801009	加子母	加子母展示住宅		地域移譲	民間移譲
801010	加子母	木匠塾渡合の家	どあいランプ村	地域移譲	民間移譲
801011	加子母	みどりの健康住宅展示場		地域移譲	民間移譲
801018	加子母	加子母清流発電所		継続保全	継続保全
801113	付知	付知農産物加工施設		民間移譲	民間移譲
801114	付知	付知農産物加工施設	製茶工場	民間移譲	民間移譲
801215	福岡	福岡農産物加工施設		民間移譲	民間移譲
801316	蛭川	有機センターひるかわ		民間移譲	民間移譲
801317	蛭川	ひるかわハム工房		民間移譲	民間移譲

5.9. その他公益的施設

その他公益的施設に分類される施設は、規模の小さい施設や倉庫などであり、これらの施設については、更新時期に必要な性に応じて存続を判断する。

6. 個別施設計画

市有財産（施設）運用管理マスタープラン実施計画として、個別施設計画を策定し施設の再編を推進する。

個別施設計画は、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるものである。

計画の期間は、令和元年度から10年間とし、令和元年度中に計画を策定する。

施設情報の管理は、公有財産管理システムを活用し、施設カルテの内容を毎年度更新する。

7. マスタープランを進めるための考え方

7.1. 施設の絶対数を減らす

市の貴重な財源が真に必要な市民サービスへと十分に活用されるように、公共施設にかかる維持管理費の削減へ向け、施設の絶対数を減らす。

施設の削減に向けて市民の理解が得られるように、施設の維持管理には多額の費用がかかる現状を、広報など様々な手段を用いて広く市民へ知らせる。

7.2. 借地の解消

市有施設は市有地に設置するという原則に基づいて、借地の返却、借地の取得を推進する。借地契約の更新機会には、個別施設計画に沿った借地の期間、借地料の精査等の検討を行い必要に応じて地権者と交渉する。

7.3. 使用料等の見直し

マスタープランでは、施設の統廃合を進めることにより施設の維持管理費を削減することを目的としている。施設使用料等を見直すことにより施設の収益を増加させ税金の投入を抑制することができる。

将来に向けた持続可能な施設運営を見据え、公費（市）負担と受益者（利用者）負担の割合を明確にした使用料等の見直しを行う。施設の維持管理費を明確にし、使用料等の算定については統一的な基準を定める。

使用料等の見直しに関する市の基本方針を令和元年度に示す。令和2年度に、基本方針に基づき、施設所管課は施設ごとの使用料の見直しを行い、周知期間を経て令和4年度までの使用料の改定を行う。

7.4. 用途廃止施設の考え方

用途廃止施設は、原則として民間へ売却することとし、売却の可能性がない場合は取壊す。

7.5. 施設更新の考え方

新たに施設を建設する場合は、近隣の公共施設の役割を十分検証し、集約可能な機能は集約する。原則として、その延床面積が元の延床面積を下回るようにする。

7.6. 施設の複合化

今後、老朽化により更新が必要となる施設が多数ある。一方、人口減少により、学校関係施設など多くの公共施設に空きスペースができる状況である。公共施設の空きスペースの有効活用、また老朽化した施設への対策として既存施設の複合化を選択肢とする。

全国では、学校施設とほかの公共施設等との複合化の事例は多数あり、先進事例を参考として既存の公共施設の有効活用を図る。参考事例を以下、表 7-1 に示す。市内小中学校は耐震済であり、ほかの公共施設等との複合化を想定する場合、地域コミュニティ拠点としての効果も期待できる。

表 7-1 学校施設とほかの公共施設等との複合化に関する各種調査結果

○文教施設

社会教育施設			社会体育施設	
図書館	公民館等	博物館等	プール	体育館等
45	443	22	32	110
のべ 510			のべ 142	

○社会福祉施設

児童福祉施設			高齢者福祉施設		障がい者 支援施設 等	その他
放課後児 童クラブ	保育所	児童館等	特別養護 老人ホーム	老人デー ビスセンター		
6,333	112	361	2	111	11	14
のべ 6,806			のべ 138			

○文教施設・社会福祉施設以外の施設

病院・ 診療所	行政機関	給食共同 調理場	防災備蓄 倉庫	消防団施 設	民間施設	その他
5	49	153	5,553	4	6	28

(出展：文部科学省平成 27 年度調査結果)

7.7. 民間活力の活用

施設の更新や集約による新規建設時には、PPP（※2）やPFI（※3）といった手法を念頭に民間活力の積極的な導入を検討し、市の財政負担の軽減を図る。

大規模な公共施設等の新設・改修、運営・維持コストの見直しを行おうとする場合は、PPPやPFI手法の採用を検討するための優先的検討規定（※4）を令和2年度に策定する。

※2 PPP…Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広くとらえた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法。

※3 PFI…Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る手法。

※4 優先的検討規定…地方公共団体等が自ら設定した条件（金額基準等）を満たす事業について、公共自らが整備・運営等を行う従来型手法だけでなく PPP/PFI 手法についても検討し最も効率的かつ効果的な手法の採用を図るように手続きを定めた規定。

7.8. 維持管理経費削減に向けたその他の取り組み

マスタープランに基づく施設の再編のみならず、設備の民間譲渡、賃借料の見直しなど維持管理経費の削減に向けて取り組む。

情報通信ケーブル基盤（光ケーブル網）の民間譲渡を平成30年度から令和2年度にかけて進めている。削減額は、97,000千円を見込んでいる。

また、中山道歴史資料館の賃借料について平成30年度に契約金額の見直しを行い、年間3,200千円の維持管理費を削減した。

【参考資料】

**令和元年度
中津川市市有財産（施設）運用管理マスタープラン
評価報告書**

令和元年 9 月

中津川市市有財産（施設）運用管理マスタープラン評価委員会

～ 目次 ～

1. はじめに	P1
2. 市有財産（施設）運用管理マスタープラン評価委員会による評価	P2
3. 評価委員会概要	P4
4. 委員会での評価内容	P5
5. 委員会での主な意見	P8

1. はじめに

本報告書は、市有財産（施設）運用管理マスタープラン評価委員会（以下、委員会という。）での議論を基に、平成 25 年度に策定した「市有財産（施設）運用管理マスタープラン」（以下、マスタープランという。）のさらなる推進を提言するものである。

委員会は、地域代表者、学識経験者、建築関係者、市有施設に関する有識者の外部委員 8 名によって構成された。平成 30 年 9 月 26 日に委嘱をうけて以来、今日までに 6 回の委員会を開催し、行政目線ではなく“市民目線”で、マスタープランの評価や公共施設の今後の在り方に関する議論を行った。

委員会で具体的に検討された施設は、維持管理費が高い施設、借地による施設、老朽化が著しい施設、機能が重複している施設などで、いずれも現状のまま維持管理を行っていくことが困難であると考えられるものである。第 1 回から第 3 回にかけては、個別施設について議論を実施。健康増進施設（福岡ほっとサロン、川上かたらいの里）、博物館関係（子ども科学館、鉱物博物館ほか 3 館）、スポーツ施設（グラウンド、プール、体育館）の各分野について、各施設の今後の在り方について検討した。第 4 回は、集会施設の地域移譲について、第 5 回は施設使用料等の考え方、施設の用途廃止後の方針について検討した。

検討に際しては、事務局から検討事項についての市の考え方を示し、各担当部署から現況についての説明が補足された。委員からは、それぞれの専門分野にとどまらず、幅広い見地から公共施設の在り方、合併後の施設再編の必要性など提案や助言を含む活発な意見が述べられた。また、施設を効率的に維持管理していくために必要な考え方として、受益者負担のあり方や施設の複合化など具体的な提案も出された。

本報告書は、以上のような委員会での議論の結果をまとめ、報告するものである。委員会でのこうした成果が、マスタープランの目的である公共施設にかかる維持管理費の削減につながり、市の貴重な財源が真に必要な市民サービスへと十分に活用される一助となることを願ってやまない。

中津川市市有財産（施設）運用管理マスタープラン評価委員会
委員長 原田 峻平

2. 市有財産（施設）運用管理マスタープラン評価委員会による評価

2-1. 評価委員会の設置

- 市有財産（施設）運用管理マスタープランの見直しを行うため、外部の有識者 8 名による評価委員会を設置（H30.9）。
- “市民目線”による公共施設の今後の在り方に関する評価を実施した。

2-2. 評価対象施設

- 現状のまま維持管理を行っていくことが困難な施設
(維持管理費が高い、機能が重複、借地、老朽化が著しい)
- すべての施設を点数化し再編方針評価結果として分類（P3 参照）、再編方針が重なる部分（グレーゾーン）に該当する施設

2-3. 評価結果まとめ

(1) 個別施設検討

① 健康増進施設【維持管理費が高い・重複】

- 維持管理には多額の費用がかかる現状を、広く市民へ知らせることが必要である。
- 同一の機能を有する施設がある場合は集約を検討する。

② 博物館・美術館等【老朽化】

- 老朽化している子ども科学館と鉱物博物館の集約を検討する。

③ スポーツ施設（グラウンド）【借地】

- 借地料の減額が難しい場合は、用途廃止し小中学校のグラウンド利用を検討する。

④ スポーツ施設（プール）【重複】

- 最低限の維持を行い、大規模修繕が発生した場合は廃止を検討する。

⑤ スポーツ施設（体育館）【老朽化・重複】

- 利用率の高い施設は更新や集約を行い継続保全する。利用率の低い施設は、用途廃止を検討する。
- 施設の取壊し費用を含めたマイナス入札による民間譲渡を検討する。

⑥ 集会施設【重複】

- 原則は地域移譲とする。
- 早期の地域移譲を促すために、取り壊し費補助金の創設を検討する。

(2) 施設使用料の考え方について

- 公費負担と受益者負担の割合を明確にした使用料等の見直しが必要である。

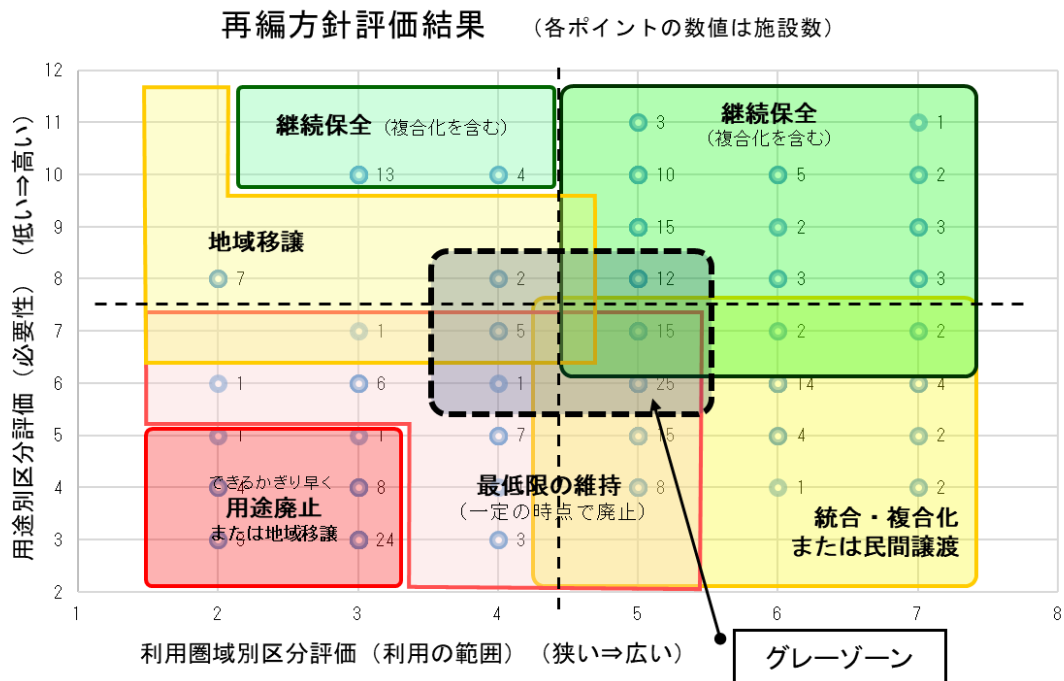
(3) その他

- 用途廃止施設は、原則として民間へ売却することとし、売却の可能性がない場合は取壊す。
- 既存施設の複合化を選択肢として加える。
- 民間活力（PFI等）の積極的な導入を検討し、市の財政負担の軽減を図る。

【参考】市有財産（施設）運用管理マスタープラン見直しの考え方

○再編方針評価結果

- マスタープランの5年間の実績から施設を評価
- 縦軸に用途別区分評価（必要性）を設定
- 横軸に利用圏域別区分評価（利用の範囲）を設定
- すべての施設を点数化して再編方針を検証



3. 評価委員会概要

3-1. 委員会開催経過（全6回）

	日程	議事概要
1	平成30年9月26日	<ul style="list-style-type: none">評価委員会の役割について公共施設を取り巻く状況について
2	平成30年11月26日	<ul style="list-style-type: none">市有財産（施設）運用管理マスタープランの見直し（評価対象施設）について個別施設検討 健康増進施設（ほっとサロン、かたらいの里） 博物館・美術館関係（子ども科学館、鉱物博物館）
3	平成31年2月15日	<ul style="list-style-type: none">個別施設検討 スポーツ施設（グラウンド、プール、体育館）
4	平成31年4月26日	<ul style="list-style-type: none">集会施設の地域移譲について
5	令和元年8月2日	<ul style="list-style-type: none">施設使用料等の考え方について用途廃止施設について
6	令和元年9月6日	<ul style="list-style-type: none">報告書の検討

3-2. 委員名簿

	所属等	
委員長	学識経験者	岐阜大学
副委員長	地域代表者	区長会連合会
委員	地域代表者	区長会連合会
委員	建築関係者	岐阜県建築士会中津川支部
委員	建設関係者	協同組合中津川建設協会
委員	建設関係者	恵北建設業協同組合
委員	有識者	中津川市指定管理者選定委員
委員	有識者	中津川市指定管理者選定委員

4. 委員会での評価内容

(1) 個別施設検討について

① 健康増進施設

[対象施設] 福岡総合保健福祉センター（ほっとサロン）
川上保健福祉施設かたらいの里

○評価

- ・ 維持管理には多額の費用がかかる現状を、広く市民へ知らせることが必要である。
- ・ 使用料及び減免規定を見直し、赤字幅の圧縮へ取り組む。
- ・ 将来的には、温浴機能は廃止し民間施設の利用を案内する。市内に同一の機能がある場合は集約を検討する。

○対応

- ・ 令和元年10月1日から使用料を改定する。

□使用料の改定内容

改定前		改定後
ほっとサロン	310円/回（全館利用）	大人 440円/回
かたらいの里	浴場 210円/回、運動浴槽 310円/回 その他、回数券、年会券、月会券あり	小人 220円/回 その他を回数券に統一

□使用料の改定による利用者の負担割合（現状と試算）

施設名	状況	経費(千円)	収入(千円)	負担割合
ほっとサロン	使用料改定前	33,486	10,261	30.6%
	改定後利用者数（現状のまま）		16,612	49.6%
	改定後利用者数（20%減）		13,301	39.7%
かたらいの里	使用料改定前	27,372	4,223	15.4%
	改定後利用者数（現状のまま）		12,533	45.7%
	改定後利用者数（20%減）		10,884	39.7%

② 博物館・美術館等

[対象施設] 子ども科学館、鉾物博物館、苗木遠山史料館、東山魁夷心の旅路館

○評価

- ・ 老朽化している子ども科学館と、鉾物博物館の集約を検討する。
- ・ 中長期的な対策として、耐用年数を迎えるその他の施設については、施設の集約を検討する。
- ・ 東山魁夷心の旅路館は、立地背景等を考慮した上で検討を進める。

③ スポーツ施設（グラウンド）

[対象施設] 椈の湖総合グラウンド

○評価

- ・ 椈の湖総合グラウンドは、借地料減額の可能性について再度確認する。
- ・ 借地料の減額が難しい場合は、用途廃止し小中学校のグラウンド利用を検討する。

④ スポーツ施設（プール）

[対象施設] 中津川市民プール、中津川市坂下プール

○評価

- ・ 市民プールは、最低限の維持を行う。
- ・ 坂下プールは地域に密着した施設であり、地域で自主的な運営が出来る体制の構築を検討する。難しい場合は、最低限の維持を行う。
- ・ どちらの施設も施設の老朽化により大規模修繕が発生した場合は廃止を検討する。

⑤ スポーツ施設（体育館）

[対象施設] 根の上高原体育施設

○評価

- ・ 体育館全体は、利用率の高い施設は更新や集約を行い継続保全する。利用率の低い施設は用途廃止を検討する。
- ・ 根の上高原体育館は、施設の取壊し費用を含めたマイナス入札を検討する。

⑥ 集会施設

[対象施設] 集会施設など、市が所有し地域または団体へ貸付をしている施設

○評価

- ・ 原則は地域移譲とする。
- ・ 早期の地域移譲を促すために、取り壊し費補助金の創設を検討する。

(2) 施設使用料の考え方について

- ・ 将来に向けた持続可能な施設運営を見据え、公費（市）負担と受益者（利用者）負担の割合を明確にした使用料等の見直しが必要である。
- ・ 施設の維持管理費を明確にし、使用料等の算定については統一的な基準を定める。

(3) その他

- ・ 用途廃止施設は、原則として民間へ売却することとし、売却の可能性がない場合は取壊す。
- ・ 既存施設の複合化を選択肢として加える。
- ・ PPP（※1）や PFI（※2）といった手法を念頭に民間活力の積極的な導入を検討し、市の財政負担の軽減を図る。

※1 PPP…Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広くとらえた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法。

※2 PFI…Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る手法。

5. 委員会での主な意見

- 目標とする維持管理費の削減へ向け、施設の絶対数を減らすことが最重要である。
- マスタープランは実行することが大変なこと。地域の理解も得て実行してほしい。
- 中津川市は、面積に対し人口が少ないが施設は非常に多い。地域間のバランスを考えてマスタープランを実行してほしい。
- 過去の経緯を気にしているとマスタープランは進まない。聞けば残してほしいという意見が多い中で、ある程度割り切って進めることが必要である。
- 施設の削減をただ進めていくのではなく、市民の意見も聞きながら複合化も含めて賢く前向きに進めてほしい。
- 建物は作った時から劣化する。それを維持していくことが重要であり、施設利用者の理解を得て使用料等の値上げを検討していくことが必要である。
- 民間企業では、減価償却として設備の更新に備え資金の蓄積を行うが、行政も同様の考えが必要である。
- 運営方法の検討時には、利用者数などのデータをより細分化し分析することが重要である。
- 施設の開館は、曜日・時間帯別の利用者数を把握し、例えば団体は予約制にするなど状況に応じて施設の開館制限を検討し維持管理費の削減を図ることが必要である。
- 施設の統廃合は施設所管部署が進めていくものであるが、市役所内での横の連携をとり、より推進してほしい。

市有財産（施設）運用管理マスタープラン

策 定 日：平成 26 年 3 月 20 日

改 定 日：令和 2 年 3 月 16 日

事 務 局：中津川市総務部資産経営課